

令和7年度 健やかな親と子のための制度



沖縄県

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口				
			市町村	医療機関	県保健所	助産所	その他
妊娠したら	妊娠の届出	妊娠したら、速やか(11週以内)に市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けましょう。 (※妊娠証明書は不要です)	○				
	母子(親子)健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に対して、市町村長から母子(親子)健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	○				
	妊婦支援給付金	妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を行った方に対して、給付金が支給されます。	○				
	妊婦健康診査	母子(親子)健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票(別冊)が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。健診時には感染症の検査も公費で受けられます。	○	○		○	
	① HTLV-1抗体検査	妊婦がこのウィルスを持っていると、母乳などから赤ちゃんがHTLV-1に感染する可能性があります。妊婦に感染がある場合、授乳方法を工夫することによって、赤ちゃんがHTLV-1に感染する可能性を低くできることがわかっています。このため、検査をして、ウィルス感染の有無を調べます。	○	○			
	② クラミジア B群溶血性連鎖球菌検査	赤ちゃんが産道を通るときに感染する細菌の有無を調べるため、膈内の粘液を綿棒で取り検査します。感染している場合は、赤ちゃんへの感染を防ぐために、必要な処置を行います。	○	○			
	③ 風疹抗体検査	妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、赤ちゃんの眼・耳・心臓に異常(先天性風疹症候群)を引き起こす可能性があります。抗体がない場合は、感染しないように注意することが必要です。 (妊娠前に検査をして、予防接種を受けておくことが重要です。)	○	○			
	④ その他の感染症	B型肝炎、C型肝炎、HIV、梅毒などの感染の有無を調べます。感染がある場合は、赤ちゃんへの感染を予防するための処置を行います	○	○			
	離島の妊産婦 渡航費・宿泊費補助 (小児慢性特定疾病や不妊治療にも適用されます。)	お住まいの離島から、妊婦健康診査や出産のために沖縄本島、または宮古島、石垣島への渡航が必要な場合、渡航費や宿泊費の一部について補助を受けることができます。 なお、要件についてはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	○				
	妊産婦の保健指導	妊産婦に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を行います。	○	○		○	
	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します(例:生活保護世帯から所得税の課税世帯で所得税年額15,000円以下の世帯が対象。上限30,000円)。 なお、申請期限があります。			○		
	入院助産の制度	保健上入院の必要があるものの、経済的理由で入院助産を受けることができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院助産に要する費用の一部又は全部を公費で負担します					○ ※1 ※2

※1 県福祉事務所

※2 市福祉事務所

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口				
			市 町 村	医 療 機 関	県 保 健 所	助 産 所	そ の 他
妊 娠 し た ら	働く女性のための健康管理	妊婦は、事業主に申し出を行い、以下の必要な対応を受けることができます。 1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 ・妊娠23週まで 4週間に1回 ・妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ・妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 (主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。) 2) 医師などの指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流早産といった症状などに対応する措置 ※指導事項を職場に的確に伝達するため母性健康管理指導事項連絡カードをご活用下さい。(母子手帳に様式が掲載されています。) 3) 産前・産後休業 ・出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前(いずれも女性が請求した場合) ・出産の翌日から8週間(ただし、本人が請求し医師が支障ないと認めた場合は6週間) 4) 妊婦の軽易業務転換 5) 妊婦の有害危険業務の就業制限 6) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の免除 7) 育児時間(生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回それぞれ少なくとも30分の育児時間が請求可能)	○	○			○ ※3
	産婦健康診査	産後2週間、産後1か月など出産後まもない時期の産婦さんに対して、医療機関や助産所等で公費による健康診査(最大2回)が受けられます。	○ (一部市町村)	○ (一部医療機関)			
	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、安心して子育てができるよう、助産師などの専門職による心身のケアや育児のサポート等を受けることができます。 なお、利用方法、サービス内容、一部自己負担金などは市町村ごとに異なります。	○ (一部市町村)	○ (一部医療機関)		○ (一部助産所)	
	低体重児の届出	2500 ^g 未満の赤ちゃんが産まれたら母子(親子)健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに市町村へ届け出ましょう。	○				
赤 ち ゃ ん が 生 ま れ た ら	未熟児養育医療	2000 ^g 以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、世帯の所得に応じた自己負担金があります。	○	○			
	先天性代謝異常等検査 (新生児マススクリーニング検査)	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の内分泌異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。(検査料は公費負担、採血料は自己負担)		○	○		
	新生児聴覚検査	新生児の約1,000人に対し1人は先天性難聴を持っているとされており、先天性聴覚障害の発見の遅れは、言語や知能の発達の遅れに繋がることから、早期に発見し適切な支援を受け聴覚障害による影響を最小限に抑えることが重要です。なお検査については各産科医療機関にお問い合わせ下さい。 ※検査費は個人負担となりますが、公費負担する市町村もあります。	○	○			
	新生児・未熟児訪問指導	生後28日以内の赤ちゃんや小さく生まれた赤ちゃん、その保護者は、保健師または助産師などによる訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問	○				
	こども医療費助成事業	こどもの医療費(健康保険等の規定による医療費の自己負担金)の助成を受けることができます。 なお、対象年齢や助成内容は市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。	○				

※3:各勤務先

所管:厚生労働省沖縄労働局雇用環境均等室

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口				
			市 町 村	医 療 機 関	県 保 健 所	助 産 所	そ の 他
赤ちゃんが生まれたら	乳幼児健康診査	全市町村で、小児科医、歯科医、保健師、栄養士、臨床検査技師、心理士など専門職による健診を無料で行っており、健診年齢(月齢)のすべての乳幼児を対象としています。 疾病や障害の早期発見、早期対応、発達のチェックのみでなく、健康管理の方法や子育てに関する相談支援を受ける機会として重要な意義があります。 下記の時期以外にも、必要に応じて各市町村が健診を行う場合があります。	○				
	乳児健康診査	乳児期は発育・発達の大切な時期であるため、生後3～6か月に1回、9～11か月に1回身体発育状況、栄養状態、疾病の有無等について健康診査を行い、疾病を早期に発見し、適切な指導を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。	○				
	1歳6ヶ月児健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し身体発育状況、栄養状態、疾病の有無等について健康診査を行い、疾病を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	○				
	3歳児健康診査	満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	○				
	う蝕予防事業 (フッ化物塗布)	市町村では、乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。	○ (一部市町村)				
	小児慢性特定疾病 医療費助成制度	18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、指定医療機関における医療費の助成を受けることができます。(所得に応じて、一部自己負担金があります。)なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、 ⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、 ⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患 離島の妊産婦と同様の渡航費・宿泊費の補助が受けられます。要件についてはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。			○		○※4
	自立支援医療 (育成医療)	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。) 障害区分:①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る) ⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害	○				
	こんにちは赤ちゃん 事業 (乳児家庭全戸訪問 事業)	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や母子保健推進員などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。	○				
乳幼児の保健指導	乳幼児の発育・発達や健康についての相談、育児学級などの学習会が設けられており、子育て支援に関する事業(新生児訪問等)を実施しています。 また、子どもの疾病には、予防接種で防げる病気があります。予防接種の時期・方法(集団、個別)については、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	○	○				

※4: 那覇市保健所

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口				
			市町村	医療機関	県保健所	助産所	その他
相談	こども家庭センター (母子健康包括支援センター)	健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていけるように妊娠期から子育て期にわたる母子を、関係機関と連携し切れ目なく支援していきます。 母子健康包括支援センターとは異なる名称で設置している市町村や、名称をつけず設置している市町村、まだ設置していない市町村もありますので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	○ (一部市町村)				
	沖縄県性と健康の相談センター	男女問わず性や健康に関する悩みの相談、妊娠・出産・子育てにまつわる悩みなどを助産師等の専門家に相談できます。	☎098-989-1181 月～土 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時				
	母子保健推進員	地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市町村が行う各種サービスを妊婦や赤ちゃんを持つ母親などに紹介するなど、行政とのパイプ役として、また身近な相談者としての役割を担うボランティアです。お気軽に相談して下さい。	○				
	児童虐待等に関する相談	養育上の悩みやしつけ、虐待などに関する相談機関です。 まずはお住まいの市町村へご相談下さい。 児童相談所は夜間や休日の児童虐待の通告や相談のために、おきなわ子ども虐待ホットラインも運営しています。 おきなわ子ども虐待ホットライン ☎098-886-2900	市町村 中央児童相談所 ☎098-886-2900 コザ児童相談所 ☎098-937-0859				
	長期療養児に関する相談	長期療養児を抱える親を対象に、子どもの発育、発達、健康、病気に関する相談を行っています。 北部保健所：0980-52-2704 中部保健所：098-938-9883 南部保健所：098-889-6945 宮古保健所：0980-72-8447 八重山保健所：0980-82-3241 那覇市保健所：098-853-7962			○		○※4
	きこえの支援センター	きこえに問題が疑われる児の家族や関係者からの電話やFAX、メールなどの問い合わせに言語聴覚士が対応します。	TEL / FAX：098-894-1559 月～金 / 9:00～17:00(祝日除く)				
	沖縄県不妊・不育専門相談センター	不妊症・不育症に悩む夫婦及び家族、流産・死産を経験した方を対象に、医師や助産師などの専門家による相談及びグリーンケアの実施、不妊・不育治療や医療費助成制度などに関する情報提供を行います。	☎098-888-1176 水・木・金 (祝日・年末年始を除く) 午後1時半～4時半				
その他	沖縄県若年妊婦支援事業	予期せぬ妊娠などにより、身体的精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを行っています。	☎098-989-7301 月～金 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時				
	不妊症・不育症の治療に関する助成事業	【先進医療不妊治療費助成事業】 令和4年度から不妊治療は保険適用へと移行しましたが、一部の治療については保険適用外となったことから、保険適用外となった治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費の一部を助成する事業を開始しています。 ※離島の妊産婦と同様の渡航費・宿泊費の補助が受けられます。 要件についてはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。 ※その他、不育症検査への助成事業もあります。			○		○※4

※4： 那覇市保健所

＜ 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS) ＞

乳幼児揺さぶられ症候群とは…赤ちゃんは頭が重く、頭を支える首の筋肉が弱いことや脳自体も未熟なため、激しく揺さぶると重大な後遺症※を負うことや、場合によっては、命を落とすこともあります。 ※言語障害、学習障害、視力障害等

- 1) 無理に泣きやませようと激しく揺さぶらないでください。
- 2) 泣き声が周囲に聞こえないようにと赤ちゃんの口をふさがないでください。
- 3) 赤ちゃんのお世話をする全ての人に揺さぶりの危険性を知ってもらいましょう。

＜ 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間(毎年11月) ＞

乳幼児突然死症候群とは…それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。

- 1) 赤ちゃんを寝かせるときはあおむけで寝かせましょう。
- 2) 妊婦自身の飲酒・喫煙や妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。
- 3) できるだけ母乳で育てましょう。

妊娠中に必要な14回の妊婦健診が 公費で受けられます

妊娠かな…と
思ったら

産科医療機関や助産所
で検査を受けましょう

早めに、市町村の母子(親
子)健康手帳交付窓口へ妊
娠届出をしましょう。

※妊娠証明書を添付する必要はありません。

妊娠している
ことが
わかったら

届出すると市
町村では、母
子(親子)健康
手帳と妊婦健
康診査受診票
がもらえます

妊婦健診を受けましょう
23週まで→4週間に1回
24週～35週まで→2週間に1回
36週～出産まで→1週間に1回

※健診までの間の気になる症状は、
健診日を待たず、医療機関へ
相談して下さい。

安全・安心な妊娠出産のために、妊婦健診を受けましょう

※県外で健診を受ける場合は、事前に住所地の市町村へお問い合わせ下さい。

※その他、妊婦健診に関する問い合わせは、住所地の市町村へ。

発行: 沖縄県 子育て支援課 母子保健班



令和7年度 沖縄県内における妊婦健康診査の内容

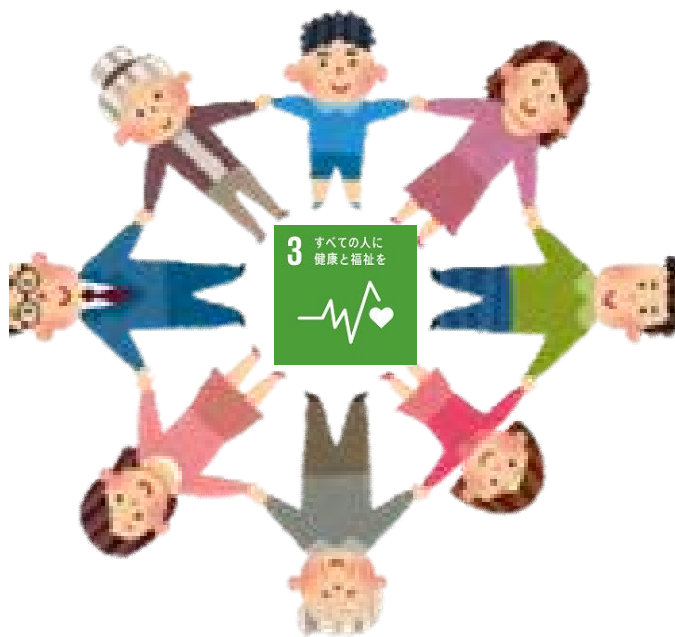
項目	1回	2回	3回	4回	5回	9-1回	9-2回	9-3回	9-4回	9-5回	9-6回	9-7回	9-8回	9-9回	HIV/風疹/クラミジア	受診時期	HTLV-1
	望ましい 受診時期	有効期限				健康診査については公費健診(23週までは4週間に1回、24週～35週までは2週間に1回、36週～出産までは1週間に1回)の範囲で受診時期は前後しても構いません。										1回目・できる だけ早い時期	3・4・5 回目 30週頃までに
	妊娠 初期	20～ 23週	24～ 28週	29～ 33週	34週 ～出産												
妊婦 基本健 康的な診査	問診及び診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	妊婦健康指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
国が示した標準的内容	栄養食事指導					○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	尿化学検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
追 加	血液一般検査(血色素・血小板)	○		○	○	○											
	血糖(グルコース)検査	○		○													
検査内容	血液型(ABO・Rh)	○															
	不規則抗体検査	○															
	梅毒血清反応検査	○															
	B型肝炎抗原検査	○															
	C型肝炎抗体検査	○															
	子宮頸がん検査(細胞診)	○															
	超音波検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	B群溶血性レンサ球菌(GBS)				○												
	HIV抗体検査	※														○	
	風疹ウィルス抗体検査	※														○	
	クラミジア抗原検査	※														○	
	HTLV-1抗体検査			※													○
	GOT検査				○												
	GPT検査				○												

※HIV抗体検査、風疹抗体検査、クラミジア抗原検査はできるだけ早い時期(1回目)の健診の際に検査を受けましょう。

※9-1回～9-9回目は順番が前後して受診しても構いません。

※HTLV-1抗体検査は、ATLやHAMIについて、陽性の場合の対応について検査前に説明し、同意する妊婦を対象に妊娠30週頃までに検査をします。

※上記の内容については、県内全市町村(41市町村)において公費補助で健診が受けられます。



〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 こども未来部 子育て支援課 母子保健班

電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433

E-mail aa031305@pref.okinawa.lg.jp

